



朝顔TOPICS

●YPPからのお知らせ ニュースレター発行にあたって

YPP東京オフィスの創業地であった台東区入谷は「朝顔まつり(朝顔市)」が有名です。このことにちなんでニュースレターの名称を「朝顔TOPICS」と名づけました。朝顔は育てた人が多く、身近で親しみやすい花として知られ、開花の美しさはさることながら、双葉やつるがのびていく様を眺めるのが楽しい植物です。YPPも、朝顔のように、みなさまに親しまれながら、つるを伸ばしてたくさん花を咲かせていきたいです。

INDEX

▶▶▶ TOPIC1 スッキリラボ 小松易の人生が豊かになる！片付け
「片付けの極意」第8回目
帰国するたび買い込んでしまう日本製のアレコレ
スッキリラボ 小松 易

▶▶▶ TOPIC2
経営のための利益の計算式(1)
東京メトロポリタン税理士法人 北岡 修一

●YPPのお客様紹介コーナー ナカミチ行政書士事務所 中道 基樹

●編集後記

「片付けの極意」第8回目

帰国するたび買い込んでしまう日本製のアレコレ

こんにちは。かたづけ士の小松易です。
今回はつい買ってしまふものの整理についてのお悩みです。

Q お悩み Mさん

日本を離れ、海外に暮らして7年になります。
「使わないかも」「必要ないかも」と感じながらも、帰国するたびに、
日本の本や日本食の調味料などを買い込んでしまいます。
そして、「なかなか買えない」と思うと捨てるのをためらってしまい、
片付かずに悩んでいます。



A 回答

ここでしか買えない！と買ってつい買ってしまふ心境は、
観光地でお土産を買うときと、ちょっと似ていますね。
帰ってきて冷静になると、「これ使うかな？」というもの
だったり、使い切れない量だったり。

調味料については、リストを作ることがおすすめですよ。
リストを作る一番の理由は、「人間は忘れてしまうから」
です。
何の在庫があるのか、何をかうべきなのか。
忘れてしまうと不安になり、つい買ってしまふという連鎖が
起きてしまいます。

日本製のものに限りませんが、調味料や食材のストック
を全てリストアップして、帰国の際には必要なものだけを
かう、使わないかもしれないものは「買わない」と、勇気も
もって決断してしまひましょう。

捨てられなくて困っているものについては、「1ヶ月の期限」
を定めてみてはいかがでしょうか。

その1ヶ月に、意識して使うようにしてみる。
もし、1ヶ月以内に1度使わなかった場合は、その後も使
う可能性はかなり低いと言えますね。

本については、電子書籍サービスのKindleをお使いにな
られてはいかがでしょうか？
品揃えもどんどん豊富になってきているので、海外在住
の方で、Kindleを使って重宝されているというお話をよく
耳にしますよ。

遠く日本を離れているからこそ、「日本の味」や「日本の
文学」を求めたくなるものかもしれませんね。

Mさん、これからは賢く無駄なく、楽しんでくださいね。
まずは、楽しくリストを作るために、お気に入りのメモ帳を
用意してはいかがでしょうか？



日本初の「かたづけ士」
『かたづけを通じて人生を変えるコンサルティング』
スッキリ・ラボ 代表

小松 易 こまつ やすし

大学在学中にアイルランドへ留学し、トランク1つで生活できたことに衝撃を受けて帰国。物を持たない自由と幸せを実感し、自然とかたづけに意識が向くようになる。大学卒業後は建設会社に入社し、現場でかたづけの重要性を学ぶ。その経験から、プライベートで知人にかたづけを教え、かたづけのさらなる可能性を実感する。
2005年9月に「スッキリ・ラボ」を開業。経営者向けコンサルティング、企業研修、講演などを通して、これまで延べ2500人以上に指導する。
著書はシリーズ累計44万部『たった1分で人生が変わる片づけの習慣』（中経出版）ほか多数。テレビ出演に『ガイアの夜明け』（テレビ東京）、『めざせ！会社の星』（NHK）など。また、日本商工会議所発行の「石垣」にて「片づけマジック」シリーズが2年間にわたり連載され、好評を得た。
かたづけとは、かたをつけること。自分とモノとの関係を終らせて捨てること。信条は「かたづけによって本当にやりたいことが見え、いきいきと楽しい人生が送れる」。志は「かたづけを通して世界を変えること」。

経営者必見！「ビジネス×片づけ」の事例満載！

自分と会社本来の力を取り戻す「かたづけメルマガ」

<http://03auto.biz/clk/archives/yqhupz.html>

★YPP五味洸のおすすめポイント！

日本人初「かたづけ士」という職業を世に生み出し、今やメディアでも活躍の小松易さん。小松さんが以前コンサルに入った会社で「社員全員の探し物の時間を足してみたら、一人分の人件費に相当した」という笑えない話があります。いつか…と思っていた方は、今日から！まず小松さんのメルマガ購読をおススメします。

経営のための利益の計算式(1)

経営者は必ず利益を上げなければなりません、そのためには、粗利益を重要視することです。

売上は当然重要ですが、**それよりも粗利益をいくら取れるのか、その方がもっと重要です。**

いくら売上が上がっても、粗利益が取れなければ何の意味もありません。

粗利益とは、売上総利益のことです。

すなわち、次の計算式で表されます。

$$\text{売上高} - \text{売上原価} = \text{売上総利益} = \text{粗利益}$$

粗利益は、売上から、その売上を上げるために直接かかる経費、すなわち仕入などの売上原価を差し引いた利益です。

この粗利益こそが、会社を運営していくための様々な活動の原資になるのです。この原資が十分にあって初めて様々な経費を使っていくことができます。

もちろん、会社で働く社員全員の給料も、この粗利益から支払っていくこととなります。その意味でこの粗利益というのは、会社に経営していくにあたって最も重要な利益と言うことができるでしょう。

(なお、製造業や建設業の場合などは、売上原価の代わりに変動費という概念を使ってください。変動費とは、販売数量や売上高に応じて変動する経費です。製造業で言えば、材料費や外注加工費、電力料、包装資材などが変動費になります。この変動費を引いた利益を、限界利益と言います。本文では、粗利益の意味の中には、この限界利益も含まれているものとしてご理解ください)

そこで、粗利益が十分に稼げているかどうかは、社員1人当たりの粗利益で判断することができます。次の算式です。

$$\text{粗利益} \div \text{常勤換算社員数} = \text{1人当たり粗利益}$$

パート・アルバイトは従事時間数などにより常勤換算してください。簡便的にパート・アルバイトは0.5人として計算しても良いでしょう。

この1人当たり粗利益がどの位あればいいのでしょうか？よく「**給料の3倍は稼げ**」と言われますが、これは正にそのとおりです。

社員1人雇うとかかる経費、営業活動費、様々な管理費、さらには資金調達のコストなども考えれば、給料の3倍の粗利益が必要なのです。

給料や賞与に法定福利費や福利厚生費、さらには通勤手当などの経費も加えた**人件費**に対しては、**最低でも倍の粗利益を稼がなければなりません。**

上から下までの人件費の合計の倍の粗利益が必要、ということです。これから考えれば、人件費が1人当たり400万円であれば、1人当たり800万円の粗利益が必要になってきます。人件費の平均400万円が、妥当かどうかはわかりませんが、**やはり1人当たり800万円くらいの粗利益は必要ではないかと考えられます。**

果たして御社はそれ以上の粗利益を稼げているでしょうか？

次号に続きます。

ポイント！ ★ 粗利益こそが、会社を運営していくための様々な活動の資源である。



東京メトロポリタン税理士法人 北岡 修一 税理士

1957年生まれ。東京メトロポリタン税理士法人 統括代表社員
 ティーエム・コンサルティング株式会社 代表取締役(経営コンサルティング)
 株式会社クイック経理 代表取締役(経理アウトソーシング)
 (LLC)東京メトロポリタン・ビジネス倶楽部 代表社員(異業種交流会)
 著書「ここなでできる「儲かる会計」(日本能率協会MS・2006年)など。定期購読雑誌「経理ウーマン」(研修出版)編集顧問、まぐまぐ殿堂入りメルマガ「実践！社長の財務」を週刊で4年以上配信。また、盛和塾で「会計講座」の講師を務める。
 著書『社長の「闘う財務」ノート～社長の数字力が会社を鍛える』

問い合わせ先 東京メトロポリタン税理士法人 kitaoka@tmcg.co.jp

★ YPP五味洵のおすすめポイント！

ご自身の会社での異業種交流会に加え、母校の立教大学SB会事務局に、盛和塾会計講座の講師、月刊経理ウーマン監修など、八面六臂でご活躍の北岡先生。そして週1のメルマガ、ニュースレター執筆など一体何人分の仕事をこなしているかわからないほどのお忙しいさなのに、訪問時には余裕の笑顔で応対くださり、ひとつひとつの問題に丁寧にお応えくださいます。

とても尊敬する経営者の先輩です。「会計」からお客を強く支えていく、という大志にYPPも強く共感です！

YPPのお客様紹介コーナー

遺言・相続・成年後見について

どこへ相談して良いかわからない方は、

「ナカミチ行政書士事務所」へご相談ください。

ナカミチ行政書士事務所では遺言・相続・成年後見を中心に高齢者や、高齢者を支えるご家族の法的・行政手続きサポートを専門に行っております。遺言は、自分の死後に残った財産(遺産)の処分方法を言い残す手段です。その趣旨は、亡くられる人の最終意思の尊重にあります。遺言書を書くことで、亡くられる方の意思(思い)が尊重され、死後の相続人の争いの防止やスムーズな相続手続きが実現できるのです。

当事務所では相談だけでなく、セミナーも開催しております。相続手続きの流れ・遺言書の重要性や書き方のポイントなど、具体例を交えてわかりやすくお話しします。今までなんとなく知っていた知識を整理し、今後どのような準備をしていけばよいか方向性をはっきりさせることを目指します。

ご自身やご家族の相続がどうなってしまうのだろうと不安な方は是非ご参加ください。

～遺言セミナー毎月開催中～

将来の相続が不安な方へ

「遺言のすすめ」終活セミナー

申し込み
受付中

日時：2014年8月22日(金) 午前10時～12時

場所：中野サンプラザ9F ナカミチ行政書士事務所 会議室

講師：行政書士 相続法務指導員 中道 基樹

申込：03-5942-3098 又は officenakamichi@yahoo.co.jp へ

前日までにご連絡ください。先着6名様。

(お名前とお電話番号をお知らせください)

参加費：3,000円 (当日お持ちください)

ご参加された方々からは、「堅苦しい雰囲気ではなくお話を伺えた」「実際の相続の場面で起こる問題が聞けて良かった」など、ご好評を頂いております。少人数制でゆっくり丁寧に話いたしますので、安心してご参加ください。

ご参加された方には講師監修のエンディングノートを差し上げます。



ナカミチ行政書士事務所

相続法務指導員 行政書士 **中道 基樹**

行政書士は街の身近な法律家です。

まずは、お困りごとの問題整理から始めましょう！
どんな些細なことでも相談しやすい環境を心がけた事務所です。遺言・相続の手続きに関してお客様の
ご要望に合ったプランをお選びいただけます。

〒164-8512

東京都中野区中野4-1-1 中野サンプラザ9F

SUNPLAZA OFFICE内

TEL：03-5942-3098

Mail：officenakamichi@yahoo.co.jp

H P：http://www.nakamichioffice.com

編集後記

いよいよ8月、夏本番ですね。

プール、お祭り、屋台に、盆踊り。子供のころの夏の風物詩が、大人になると暑気払い、ビアガーデン、枝豆&生ビールなども夏のお楽しみでしょうか。また一年がめぐってきて、田舎に帰って懐かしい風景や、懐かしい顔に会ってほっとするひと時も、夏的一幕だと感じます。

まだまだ暑さが続きますが、どうぞみなさま、健やかな夏をお過ごしください。
素敵な夏の思い出ができますように。



おまかせ経理・事務代行YPP
五味潤のり子